

令和 7 年大口町教育委員会 7 月定例会議

令和 7 年 7 月 2 4 日

午前 9 時 3 0 分 開 議

大口町中央公民館 2 階 C 会議室

議事日程

日程第 1 教育長報告

日程第 2 議事録署名者の指名

日程第 3 議 題

議案第 7 号 大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定について

議案第 8 号 令和 8 年度小学校及び中学校用教科用図書の採択について

議案第 9 号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

日程第 4 連絡・報告事項

(1) 令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(3) 大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 その他

出席者

教 育 長 長 屋 孝 成
委 員 水 谷 恵 子
委 員 丹 羽 力 也

教育長職務代理者 鈴 村 由布子
委 員 舟 橋 由 治

説明のため出席した者

生涯教育部長 松 井 宏 之
学校教育課主幹兼

学校教育課長 岩 田 雄 治
学 校 教 育 課 長

派遣指導主事 大野 佑 樹

補佐兼指導主事 豊 永 友 則

学校給食センター
主幹兼所長 丹 羽 清 人

生涯学習課長 兼 松 昌 史

図書館主幹兼
図書館長 鈴 木 加代子

◎開会

○松井生涯教育部長　じゃあ、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年大口町教育委員会7月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前　9時30分)

◎日程第1　教育長報告

○松井生涯教育部長　日程第1、教育長報告をお願いいたします。

○長屋教育長　改めまして、おはようございます。

連日、命に関わるような、そんな暑さが続いておりまして、食欲がだんだんなくなってきて、そんな状況でいますけど、委員の皆さんはいかがでしょう。

今日のニュースを聞いておりますと、この地方は36度ぐらい、最高気温。びっくりしたのは、北海道、帯広のほう、道東ですね、40度に行くんじゃないかと。一頃は夏の休暇というのは北海道で、涼しいところへ行こうというのが、今は涼しいところといたら沖縄が一番涼しいような感じを受けまして、本当に地球温暖化というのがどんどん進んでいるんじゃないかなあという、そんなふうに思っておるところであります。

この1か月間の主なことについて報告をさせていただきます。

まず7月3日の日ですけれども、県の市町村教育委員会連合会の第59回定期総会や研修会がありましたが、このときはちょっと欠席をさせていただきました。江南少年補導委員会の定期総会のほうに、3年に1回出る当番ということでしたので、出席をしました。

それから、7月12日の日には、管内の尾北大会の、大口町は大口中学校でハンドボール、それから剣道で北小学校が会場になっておりまして、そこへ顔を出しました。

それから、7月15日の日には、大口南地区のところで児童クラブの建設が始まるということで、この起工式に参加をしました。

それから、7月14日ですけれども、市町村教育委員会教育長会議が急遽オンラインで開催されました。ここでの主な内容につきましては、文部科学省のほうより6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立をしまして、このことによりまして、学校における働き方改革に関する業務管理とか健康確保措置実施計画、こういうものの策定・公表、それからまだはつきりよく分からないですけれども、主務教諭というものを平成7年度から設置していくことや、もう一つは、先生の教職調整額が、現在ずっと4%で来ていたわけですが、これを段階的に引き上げて、教師を取り巻く環境整備に向

けた、そういう施策をするということでの説明でありました。

それから6月に、なかなか、本当に言いづらいことですが、小学校教員が女子児童を盗撮したと、そしてその画像をSNS上で共有していたということで逮捕される、そういう事件が報道されて、今でも週1回ぐらいはどこかのマスコミで取り上げているというような状況でありまして、これは教育現場に対する信頼を著しく損なわれているという状況にあるわけですが、大口町におきましても、このようなことの再発防止に向けまして、様々な取組を講じている状況でありますけれども、今回、とりわけ現状を極めて深刻に受け止めて、県教育委員会と一体となりまして、児童・生徒の安全確保、教職員の信頼確保に向けた取組として、今日の次のページにあります別添のような児童生徒の安全確保に向けた学校の取組についてという文書を保護者向けに7月14日に発出をしました。

学校の取組としましては、盗撮防止対策、わいせつ行為等防止対策、そして児童生徒への教育と支援体制、この3項目にまとめて、今後の指導を徹底していきたい、そんなふうに思っております。

それから、もう一つであります、先ほど申しましたように、危険な暑さが続いております。このような中、尾北地区の退職公務員尾北支部のほうから7月に経口補水液を贈呈していただきまして、各学校に配付をさせていただきました。

また、こういう件もありまして、児童・生徒の健康・安全、こういうことを第一に考えまして、どうしたらいいのかということで、ささやかではありますが、子どもたちが日傘を差したり、それから冷房で体を冷やしてくると、その一つの例がこういうやつですね、あれは何と言うんですかね、ネットじゃなく、ネック……。

○水谷委員 ネットクーラー。

○長屋教育長 ネットクーラーですか、こういうやつを持ってきて、今度はそれが帰りのとき、そんなのはいつまでも冷たい状態じゃありませんので、とても役に立たんということから、それを学校へ来たら持ってきた子がしまっておいて、タオル等をですね、それを冷凍庫で保管をして、帰りにまたそれを使って体を冷やすというようなことで、早速冷凍庫を各学校に設置するようにしまして、既に設置をしてあります。この夏休み中には固定化、安全面からの固定というような、そういう作業をして、本格的に2学期から使えるようにしたいというふうに思っております。

それから、7月18日は最後の1学期でしたけれども、各学校の校長先生から何とか無事に1学期を終えることができたという報告をいただいております。以上です。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては、教育長の取り回しをお願いをいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と丹羽力也委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 議 題

議案第7号 大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第7号 大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定について議題といたします。

議案につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしく申し上げます。

それでは、議案第7号 大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定について。

大口町教育長の勤務時間等に関する規則を別紙のように定めるものとする。令和7年7月24日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、教育長の勤務時間等を定めることに伴い、この規則を制定する必要があるからであります。

1枚はねていただいて、制定する規則を御覧ください。

制定内容は3条で構成されています。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項において、その条文としては、教育長は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないというふうに定めてあります。つまり、特別の定めがない場合は、四六時中職務に専念しなければならないということになっています。これまでこのことについて特別の定めがなかったため、今回これを定めるものです。

第2条を御覧ください。

この規則の第2条では、教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く）については、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるとしていますので、教育長の勤務条件につきましては、大口町職員の例によることとなります。

第3条の職務に専念する義務の免除につきましては、町職員の条例では、これに関しては別に職務に専念する義務の特例に関する条例というのが定められていますが、これを今回はこの条例の中で定めるものです。

法改正が、平成26年のときにこの地方教育行政の改正があって、今の教育長が平成28年12月からという形で今の形になっているんですけども、そのときにこれを本来は定めるべきではあったとは思われますが、なぜかちょっと抜けていたようで、絶対なければならないということではなくて、これがないことによって、教育長は四六時中職務に専念していたということになっています。気が抜けない状態だったということで、これを機にじゃないですけども、ちょっと見直しをしたところで、ここを定めるということになりましたので、今回この規則を定めるというものです。

議案第7号 大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定についての説明は以上です。よろしくをお願いします。

○長屋教育長 ありがとうございました。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定については、可決でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 それでは、議案第7号の大口町教育長の勤務時間等に関する規則の制定については、可決ということをお願いします。

議案第8号 令和8年度小学校及び中学校用教科用図書の採択について

○長屋教育長 続きまして、議案第8号 令和8年度小学校及び中学校用教科用図書の採択について議題といたします。

説明者以外の出席者は退席をお願いしますので、暫時休憩とします。

(午前 9時44分)

○長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時44分)

○長屋教育長 8月31日までに各教育委員会において教科用図書を採択することになっております。本町の採択結果につきましては、8月31日までを非公開とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御配慮くださいますようお願いいたします。

それでは、議案第8号 令和8年度小学校及び中学校用教科用図書の採択について、事務局、説明をお願いします。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 お問い合わせいたします。

議案第8号 令和8年度小学校及び中学校用教科用図書の採択についてです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、大口町教育委員会の採択を求める。令和7年7月24日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、上記の法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和8年度に使用する小・中学校用教科用図書を採択する必要があるからである。

それでは、令和8年度使用の小・中学校教科用図書について、よろしくお願いいたします。

令和8年度につきましては、小学校、中学校とも改定の年ではございませんので、令和7年度使用の教科書と同一のものを採択することになります。

資料1を御覧ください。

令和8年度使用予定の小学校及び中学校用教科用図書の一覧が載せてございます。

資料2には、令和7年度使用の採択状況に関する資料をつけてあります。尾張西部採択地区のものが今年度使用の教科書となりますので、御確認をください。よろしくお願いいたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 7年度と変更はないということでよろしかったですね。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 はい。

○長屋教育長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木教育長職務代理者 はい。

○長屋教育長 水谷委員。

○水谷委員 ちょっと同じような感じになってしまうんですが、令和7年度と変わりはないのに8月31日まで非公開と言われたのはどういうことでしょうか。

○長屋教育長 ありがとうございます。

事務局。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 基本的には変わらないという方向でいくんですけれども、変えることができないわけではないので、変えないということで一応決められてはいるんですが、一応各市町の教育委員会でこうして採択をし終わるのが8月31日ということで、多少時期

が異なるものですから、なので、それまでは非公開という形で進めていくというところです。

○長屋教育長 水谷委員、よろしいですか。何となく。

○水谷委員 何となく。

○長屋教育長 納得できんような感じ。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 各市町で定例の教育委員会をする時期が多少異なっているということです。

○水谷委員 それは分かるんですが、変わる場合もあるんですか。ないですよね。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 基本的にはないです。

○水谷委員 ないですけど、その非公開と言われているのが分かりません。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 そんなに非公開にする必要性はないかも分かりませんが……。

○水谷委員 それは建前というか、そういう感じですか。

○大野学校教育課主幹兼派遣指導主事 そうですね。一応採択を各市町でやっている関係上、おたくはどうなったとか、そういうことで意見が、公正性がなくなってしまう可能性があるのだというように捉えています。

○水谷委員 そういうことですか。分かりました。

○長屋教育長 よろしいですか。

○水谷委員 はい。

○長屋教育長 ありがとうございます。

別件でありましたら。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようではありますが、採択に入りたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしということであります。よって、本案は可決いたしました。ありがとうございました。

暫時休憩とします。

(午前 9時50分)

○長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時50分)

議案第9号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○長屋教育長 続きまして、議案第9号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について議題とします。

議案につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしく申し上げます。

議案第9号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

令和7年7月24日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため、必要があるからであります。

1枚めくっていただきまして、許可申請書を御覧ください。

申請者は、団体名、まちおとらば、代表者 平岡里奈です。

事業名は、「おとのにわ いのちのにわ ～このまちでつなぐ、いのちと歴史～」。

目的及び事業内容は、戦後80年という節目に、命の重みや平和の大切さを子どもから大人までが共に考える機会を創出する。芝居や音楽などの表現活動を通して地域の様々な立場や世代の人々が関わり合い、共につくる舞台を目指すとし、音楽劇上映、ライブ、ワークショップ、演奏発表、体験ブースなどを通じて音楽と命の大切さを感じる地域参加型イベントとなっております。

開催期日は、11月30日日曜日です。

開催場所は、扶桑文化会館屋内外、中央公民館となっております。

対象者は全世代、参加予定人数は屋内500人、屋外500人の、合わせておよそ1,000人の想定とことです。

次ページ以降には、チラシと団体の規約、事業収支の予算書、団体等構成員の名簿を添付しております。

議案第9号 大口町教育委員会後援名義の使用許可についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

水谷委員。

○水谷委員 事業名は、おとのにわと……。

○岩田学校教育課長 ごめんなさい、最初に言うのを忘れました。

事業名のところにまちおとらぼと書いてありますが、すみません、チラシにある「おとのにわ いのちのになわ ～このまちでつなぐ、いのちと歴史～」というふうに書き直してください。
ごめんなさい、最初に伝えるのを忘れました。

○長屋教育長 申請者の団体名の訂正をお願いします。

○岩田学校教育課長 ごめんなさい、事業名です。

○長屋教育長 ああ、事業名。

○岩田学校教育課長 事業名のところに団体名が入ってしまっていますが、事業名としては、「おとのにわ いのちのになわ」というところです。

○水谷委員 これは提出された方が書き間違えたということなんですね。

○岩田学校教育課長 はい。最終、確認をしました。

○長屋教育長 ほかにありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 この事業としては、もちろん申請が来たのは初めてだと思うんですけども、この事業自体が初の開催ということですよ。

○長屋教育長 事務局。

○岩田学校教育課長 扶桑でやっていることで、過去にやっていたかどうかまではちょっと、ただ、本会が令和7年4月に設立していますので、今回が初めてかなと思います。

○鈴木教育長職務代理者 扶桑町後援と入っていますが、扶桑町の教育委員会にも出す。

○岩田学校教育課長 はい、申請中というふうに。

○鈴木教育長職務代理者 申請中。

○岩田学校教育課長 はい。

○鈴木教育長職務代理者 まだ許可が出たかどうかは分からない。

○岩田学校教育課長 ごめんなさい、扶桑町は許可済みですね。扶桑町教育委員会は申請中になっています。

○長屋教育長 鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 すごく見づらいんですけども、事業収支予算書が入っているんですが、ちょっと字が細かい、すみません、何か一番上は多分助成金と書いてあると思うんですが、こういった助成金なんですか、これは。

○岩田学校教育課長 扶桑のまちだというふうに、扶桑町。

○鈴木教育長職務代理者 大口町のまちづくりの助成金と同じような感じの助成金なんですかね。

○岩田学校教育課長 どういう形のものかちょっと分かんないですけど、扶桑さんもお金を出しているというふうに聞いているので、扶桑の助成金だと思います。

○長屋教育長 幾らですか。

○岩田学校教育課長 100万。

○鈴村教育長職務代理者 100万ですよ。

○岩田学校教育課長 結構な額なんです。

○鈴村教育長職務代理者 じゃあ、団体としては、宗教絡みとかそんなことでは全然なさそうと、いいのかな、こういった団体なのかなとちょっと思うんですけども、扶桑町から助成金が出ているぐらいなので、宗教絡みだったりとか、そういったことではなさそうなんですよ。

○岩田学校教育課長 まず大丈夫だと思います。この団体名を聞いたときに、まち、まちづくりのまちと、おと、音楽を通しての音、そのラボだというようなお話ではあったので、特別宗教色とか、そういうのが見えるものではないかなというふうに思いました。

○長屋教育長 鈴村委員、よろしいですか。

○鈴村教育長職務代理者 はい。

○長屋教育長 そのほか。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 特段怪しいなと思われるような、そういう団体ではないということであります。

それでは、この件につきまして、大口町教育委員会の後援名義の使用許可は、許可でよろしいでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 それでは、議案第9号の大口町教育委員会後援名義の使用許可については、許可をお願いをします。

◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

1点目、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしくをお願いします。

1点目です。

令和7年度要保護・準要保護児童・生徒についてです。

7月1日現在で、準要保護は南小学校が16名、北小学校が37名、西小学校が47名、小学校の計が100名、大口中学校が62名、小・中学校合計で162名を認定いたしましたので御報告いたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか、この件。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 次に進みます。

2 点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 報告 2 点目です。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

資料にありますように、使用許可につきましては、前回の定例会以降、5 事業について使用許可をしました。4 事業について実績報告がありました。

なお、使用許可をしました 5 事業、実績報告のありました 4 事業につきましては、それぞれ資料のとおりですので御確認をお願いします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件、よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして 3 点目、大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 3 点目です。

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてです。

改正内容は、第 4 条中の金額を「43 万 5,600 円」から「44 万 5,200 円」に改めるものです。

この改正につきましては、次のページの新旧対照表にありますけれども、私立学校の授業料補助金の額につきましては、生徒 1 人年額 2 万円としていますが、愛知県の私立高等学校等授業料の平均額から法律第 3 条第 1 項に規定する就学支援金、つまり国からの補助金と愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等を合わせた県からの補助金で補助される額を愛知県の私立高等学校等授業料平均額から差し引いた残りの額を上限とするものです。この愛知県の補助額が私立高等学校等授業料平均額に合わせて改正されましたので、それに合わせて町の補助額の規定も改正するものです。

改正する要綱に戻っていただきまして、附則の 2 に、それぞれの入学年に合わせて金額が違いますのは、入学年によってその年の授業料の平均額が違ってきますので、それぞれの学年によって額が違ってくるため、附則にその額を規定するものです。

要綱改正についての説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして、何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

◎日程第5 その他

○長屋教育長 続きまして、日程第5、その他です。

事務局、ありませんか。

○岩田学校教育課長 はい、ありません。

○長屋教育長 委員さんのほうから何かございませんか。

鈴木委員。

○鈴木教育長職務代理者 質問させてください。

サポートルームさくらの現状についてお伺いしたいと思いますが、人数とか。

○長屋教育長 サポートルームさくらの、木曜日の。

○岩田学校教育課長 人数ですか。人数は、今、登録上で14だったかな15だったかな、どっちやったかな、たしか15か14かどっちかぐらいです。おおむねその子たちはほぼほぼ毎週来ているかなというぐらいですね。ずっと休んでいる子が1人、2人いたかなぐらいの感じですけど、ぽつ々と来たりというようなこともある形で、今お問合せいただいている方で来ていただいているのはその数ですね。

先生方は5人で、毎週実施していただいています。

去年は、夏休みは昼間にやっていたんですけど、あんまりそれだと何か、来ないというか、かえってよくなかったみたいで、また今年は夏休みも夜というふうでやってみます。

○鈴木教育長職務代理者 今って木曜日の……。

○岩田学校教育課長 木曜日の5時7時。

○鈴木教育長職務代理者 5時7時。

昨年、夏休みだとあまり昼間は来なかったんですね。

○岩田学校教育課長 何かあんまり人気がないというか、昼間は昼間で、多分子どもたちは何かやっぱり予定があるのかなあという感じでしたけどね。

○鈴木教育長職務代理者 私、中学校のほうの大中学習室というものに、昨日、火曜日の日に午前中だけ、9時から12時にまちづくり実行委員会の地域協働本部のボランティアとして参加してきたんですけども、10人ぐらいの生徒さんが中学校のメディアルームに、多分部活の前後を利用してという形で学習に見えていました。最初行ったときは、9時の時点では誰もいなか

ったからあれと思ったんですけど、ぱらぱらと、みんなそれぞれ自分で勉強したり、ちょっと息抜きに本を読んだりとかしながら、それでお昼になったんでどうするのと聞いたら、そのままちょっと国語科のフロアで自分でお弁当を食べることはできるというふうになっているみたいで、今、サポートルームさくらって特別入会の縛りというものはないですよ。さくらもせっかく先生方が見えるので、大中の学習室はもう本当に勝手に自習するだけの場所なんですけれども、さくらも中学校に移動したりすることって、そうしたら、もうちょっと何かいろいろみんなの学習する場とか、せっかく来たなら先生に質問する場があったり、できたりして、夏休みに限らず、ちょっとさくらが中学校に移動するとかという、そういったことは考えてみたりとかはないですか。

○長屋教育長 今のところ全然していないですね。

○鈴木教育長職務代理者 したらいいのにと私はすごく思うんですけども、できない事情とか、何かあったりするんでしょうか。

○松井生涯教育部長 学校でやると、先生たちがやっぱり時間外ですので……。

○鈴木教育長職務代理者 でも、学校の先生に教えさせるんじゃなくて、今の現状のまま……。

○松井生涯教育部長 じゃなくて、学校を開けること自体が学校の先生たちの勤務外ですので、誰か残っていないといけないんですよ、基本的には。

○鈴木教育長職務代理者 そうですね。

でも、生涯学習棟の利用が、今は土・日に限られていますけれども、生涯学習棟がある学校なわけですから、その辺をいろいろと改定して、私たちのまちづくり実行委員会という組織もあるわけなので、そちらの管理で開け閉めしたりして、そういうふうにもっと学校を活用しないともったいなくないのかなあとずっと思っているんですけど。

○松井生涯教育部長 子どもたちの気分転換というのもあって、同じ学校で、一旦うちへ帰らずにそのまま学校へ残ったりするとあまりよろしくないというのでここでやっているというのも一つあると思うんですね。子どもたちの気分転換という。

○鈴木教育長職務代理者 一度子どもや保護者の方にも意見というか、取ったらどうなのかなと。

中にはやっぱり、夏休みの利用もそうだけれども、部活が終わって、そのまま学校でちょっと宿題をやって帰るというのを望んでいる、そういうのがあればいいなあと思っている御家庭もあるかもしれないし、ちょっといろいろなことでいろいろ事情が変わってきているから、これを今後、そういうことも検討してみることはできないですかね。

○松井生涯教育部長 それもいろいろな意見を聞きながら。

○鈴木教育長職務代理者 してみるのはどうかなと、はい、意見を聞いて。

○松井生涯教育部長 やれることはやればよいと思いますけれども、なるべく学校に負担のかか

らないようにということは。

○兼松生涯学習課長 ちょっと幾つか乗り越えないといけない壁もあるかなと思います。サポートルーム自身も、多分日中学校から下校されてから、自主活動というか、本人の責任の下にここへ見えているということがありますので、今お話があったように、学校の生涯学習棟ということであればすぐ行けるんですけど、下校した、しないというのをどうするかとか、例えばサポートルームさくらと同じように家へ帰ってからまた学校に行くというと、多分今委員が言われたような意味合いとはちょっとずれるかなというのがありますので、あと平日の学校開放というところも、たしか特別棟は今、規定の中にはなかったような気がしますので、ちょっとその辺の問題も今お聞きする中ではあるかなと思いますので、確かにただ単に勉強されるより、先生が行って指導が受けられるというのも一つ策としてはあるかなとは思いますが、ちょっとそういった諸事情もありますので、ちょっと調べてみます。

○鈴村教育長職務代理者 せっかくなので、ちょっと考えていきたいかなと常々思っています。お願いします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

○水谷委員 じゃあ、そのことに関連してなんですけど、先生5名は、常時5名ですか。

○岩田学校教育課長 おおむね5名です。

○水谷委員 報酬とかはどのようなのですか、ボランティアとか。

○岩田学校教育課長 有償ボランティアというていのものなので、あれは幾らだった、1,000円。

○松井生涯教育部長 かな、1,500円か。

○岩田学校教育課長 1,000円か1,500円だったかな。

○水谷委員 1日。

○松井生涯教育部長 1回。

○水谷委員 1回の。

○岩田学校教育課長 はい。

○長屋教育長 よかったですか。

○水谷委員 はい。

○長屋教育長 あと、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 じゃあ、この件はこれで終わりにいたします。

ないようですので、事務局へお返しします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは最後に、教育長、一言御挨拶をお願いいたします。

○長屋教育長 貴重な御意見ありがとうございました。

これから本当に暑さが続きますので、十分熱中症に御注意いただき、頑張ってください。
終わります。

○松井生涯教育部長 ありがとうございました。

以上をもちまして、7月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

(午前10時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員